

総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会(第5回) 議事録

1. 日時: 平成14年5月28日(火) 15:00~17:00
2. 場所: 中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室
3. 出席者:
【委員】井村裕夫会長、桑原洋会長代理、相澤英孝委員、荒井寿光委員、新井賢一委員、齊藤博委員、竹田稔委員、田中信義委員、中島淳委員、廣瀬全孝委員、藤野政彦委員、山本貴史委員
【事務局・関係省庁】
(内閣府)浦嶋官房審議官、高倉参事官
4. 議題:
 - 中間まとめ案について

5. 議事要旨

● 中間まとめ案について

会長代理

ただいまから総合科学技術会議の第5回知的財産戦略専門調査会を開催します。会長が官邸に行かれて、遅れるので、その間、私が代行します。それでは、まず資料の確認を事務局から。

事務局

(資料説明)

会長代理

きょう御議論いただく中間まとめ案については、事前に事務局から各委員に送付させていただくとともに、委員から御意見をいただいた。できる限り御意見を反映させたが、十分でないところがあるかもしれないので、その点についても、本日御議論いただきたい。なお、中間まとめについては、次回に決定することを目標に審議していただきたい。中間まとめ案について、事務局より説明を。

事務局

(資料1に沿って説明)

会長

急用のため、ちょっと遅れました。

中間まとめの案について、どのような問題でも結構。御自由に御発言いただきたい。

先週末にブラッセルでシンポジウムがあった。これは「情報化社会のグローバルマーケットにおけるインテクチャー・プロパティの将来」と長い名前。アメリカやヨーロッパ等からも来ていたが、その中で、かなり細々出てきたのは、昨年11月14日のドーハの宣言、WTO関連の宣言である。これは今後の問題として、パブリックヘルスにも配慮するというか、支援も含めて実施する、あるいは解釈をしていく、こういうことも含めて宣言に入っている。そのあたりを考えると、新しい世紀に入っの知的財産の戦略には、エコノミーというか、金もうけオリエンテッドな戦略ととられないように、先進国の中に提示して、それなりの賛同が得られるような気品のあるものを入れるとよろしいのではないか。途上国が急に知

的財産を保護するという形でレポートをつくるのと意味合いが違う。堂々と我が国も先進国の1つとして、しかしさらに知的財産を保護していく、そのときにも途上国をも視野に入れながら、しかし我が国の戦略として押し進めていく、この辺りのバランス感覚をどこかに入れればよろしいのではないか。

もう一点、その会議でたまたまアメリカサイドから出たが、2001年のアメリカの著作権産業がGDPの5%を超える。これは他のアメリカの産業の中でも伸び率が2倍ぐらいになっている。このところ、アメリカの経済は厳しいと言いながらも、ソフト産業というか、著作権関連産業が急に伸びている。我が国の場合は、1998年で2.3%、かなり率の面でも低いが、知的財産戦略という全体の中で、著作権産業もかなりの経済面での比率というか、これから経済を支えていく際の大きな柱になるのではないか。従来、我が国の場合だと、どちらかという、ものづくりにシフトして、こういうレポートがつくられるが、我が国のソフト産業、これも世界戦略の中で支援していく姿勢もどこか終わりの方の17ページあたりに、もし入れれば入れてもよろしいのではないか

会長

最初におっしゃったこと、私も一番初めから気になっているところ。一方では、知は、人類共通の資産でないといけないという側面がある。特に、医学関係では健康を守ることが非常に大切で、知的財産権でがちがちになってしまって医療費が高くなってしまふのは大変大きな問題。これはアメリカで少し問題になり始めているが、そういう側面もある。相矛盾したことをバランスをとりながらやっていかないといけないので、その辺をどのように表現するのが一番妥当なのかかわからないが、重要な御指摘。検討をさせていただく必要がある。多分冒頭あたりにある程度書くべきか。

今のことに基本的に賛成。まず知的資産はウィン・ウィンでゼロサムではないとある。それらがどういうことに役立つのか明確な理念が望まれる。両先生が言われたことを盛り込めるならばよい。例えば、製薬企業の扱い、考え方にもかかってくる。現在、日本は、世界第2の薬の大国と言われていて、そういう点からも注目されるが、第2の薬の大国という意味をよく吟味するといろいろ問題がある。使わなくていい薬を使っているかもしれない。本当に効く薬を使っているのかという、現在の医療上の問題がある。今後ゲノム情報などが保護された場合に、現在起こっている病気ではなくて、病気を予防することが重要になる。ところが、予防については、診療報酬から見ると、医者は幾らよい知識を与えても診断をしない限りは無報酬である。どこに価値を認め、どういうものに財産権また収入の道を付与するのか。恐らく21世紀には変わらなければいけない。日本が20世紀型のいわゆる薬剤大国をさらに保護すると思われた場合に、かなり疑問が出されると思う。そういう点ではケアフルに表現をして、現在の病気の治療と同時に、人類の福祉と予防医学を重視する。こういう知的財産を保護することは病気を回避して健康と環境を守ることに貢献すると、ぜひどこかでステートするといいいのではないか。

会長

ほかに何か。あるいは今の問題に関連した問題でも結構。

裁定実施権の問題は、ここの14ページの7に特許法92条のいきさつが書いてあるが、これによって本当に「サブマリン特許の是正」ができたのかどうか非常に問題ではないか。現在、裁定実施権で非常に問題になっているのは、私が知る限り、決して特許を利用して改良型の製品をつくらうという点ではない。それは交渉してやればいいことで、本当に困るのは、例えば、がん細胞を使ってスクリーニングする方法などといって、何もかも入ってくるような特許が実際にあって、それを持ち出されたら何もできないような特許が実際にある。そういうことを考えると、本当の意味でいい薬をつくらうと思う場合には、そういうものを何とかクリアしていかなければいけない。しかも、それは交渉の余地を外れている場合がかなりあるので、その辺を考えてほしいというのが我々の要求。その辺がいろんな人と話していると、ちょっとニュアンスが違う。実際に今、製薬企業は改良型の薬にはそれほど興味もないし、実際にそういうものを出したところでどうにもならないと十分に理解して、イノベーティブな画期

的な薬をつくろうという点で、画期的となればなるほどそういう問題が起こってくるので、その辺をもう少しクリアにしてほしい。先ほどの治療法の問題、これは特許法の問題とはちょっと違う感じがする。厚生労働省の意見の問題だと思うが、確かにこれからは予防薬が非常に大事になってくるだろうし、そうなると、遺伝子絡みのものが多くなっていく。そのときに、遺伝子はもう解決済みだから、全部それはうちの特許と言われることになってくると非常に問題。

事務局

事務局として、今の御発言に対して説明を。

1点目だが、アメリカのサブマリン特許の是正はされたのかということだが、結論から言うと、半ば是正されたが、あと一歩。あと一歩というのは、公開制度が完全に導入されるかどうかだが、アメリカの新しい長官は、近々それをやると言っているのだから、そういう意味では、日米合意というか、日米の共通の理解のうち、日本側がやるべきことをやった方が、アメリカが半ば実現されているサブマリン特許にあと一歩という点であろうかと思う。必要ならば、もう少し詳しく御説明するが、抽象的に言えば、そのとおり。

2点目の方の新しい細胞、あるいは遺伝子を発見した、あるいは発明した特許権者がそれをスクリーニング方法特許としてクレームする場合、こういった遺伝子に対して活性反応を持つ物質を見つける方法、これは基本的には 92 条でいう利用関係の特許ではない。むしろ、これは上流特許、下流特許、いわゆる試験研究の段階で用いることができるような特許が仮にあったときに、その特許を使って生産された、あるいは発明された医薬にまで特許が及ぶかどうかという問題だから、スクリーニング方法の特許は権利効力をどこまで及ぼすべきであるかという権利範囲、あるいは明細書の書き方の問題なので、これは別途日米欧の3局で審査基準の統一、あるいは特許法の権利の及ぶ範囲の問題として議論をし、調和をしていく。92 条の問題はそうではなくて、基本特許とそれに概念的に含まれる応用特許の2つがあったときに、概念的に含まれるので、応用特許権者が基本特許をどうしても使わざるを得ない。にもかかわらずライセンスを拒否したときに、従来だと特許庁に裁定を仰ぐことができた。現在は、日米の共通の理解に基づいて基本特許権者がライセンス拒否をしたことが、独占禁止法上の反競争的行為に当たる場合に限って、その利用特許を持っている方は、特許庁等に裁定を仰ぐことができるという、後者の問題と細胞の問題はやや違う。いずれにしても、バイオ関係者の御懸念はよくわかっているのだから、そういう点について、今後特許庁あるいは公正取引委員会とも相談をしながら検討を進めて、日本のバイオ政策に合ったような制度設計を考えていきたいというのが、このシステム。

よくわかった。よろしく願います。ただ、個々の会社同士、例えばベンチャーとの争いになると、そういうことが問題になって、結局、弁護士費用などを考えると、負けておいた方が早いかなという感じになり得ることがよくあるので、その辺、よろしく願います。

会長

一つには、特許のあり方が国によって違うので、そういうハーモナイゼーションの問題にもつながる。それはどこかに書き込んであったか。

事務局

はい。上流・下流の関係でいくと、何か所かあるが、例えば 12 ページの上から2番目の「○」印で、遺伝子特許、それからスクリーニング方法特許、これをどこまで保護を及ぼすかについては、研究開発あるいは産業の発展が阻害されることがないように基準の国際ハーモナイゼーションを図りましょう。これはこの調査会でも出たが、とはいえ、上流特許をとろうとする発明者のインセンティブもまた失ってはならないので、両方とも大事だということなので、ややニュートラルな書き方にはなっているが、いずれにしても、これは国際的なハーモナイゼーションが大事だという声が多かったので、ここではこう書いている。そのほか、タンパク質の一体構造についても、国際調和の問題を入れている。

会長

これはバイオだけでなく、基本的には先願主義、先発明主義の問題から始まって非常に根の深い問題。そういう意味では、これだけグローバル化してきたのだから、特許はできるだけ国際的にハーモナイズされるべきだろうと思う。

事務局

その点について、総論として 20 ページに、今申し上げたハイテク分野の審査基準の調和だけではなくて、アメリカの先発明主義、その他我が国の多国籍企業や日本の大学関係者であって、海外でも特許をとる必要のある人たちにとって具合のいい世界のシステムをつくると。この辺は特許庁その他の関係省庁が国際的にもハーモナイゼーションを鋭意進めているので、その後押しというか、アピールをここでもう一度。

会長

ここにもう一度書いてあるね。

事務局

はい。

会長

ほかに何か。どうぞ。

ちょっと細かい点も入って恐縮だが、今の点は、非常に大事な点だと思うので、できれば 20 ページの4の2つ目の「○」、特許協力条約の改善や、先進国間の審査結果の相互活用などを図ると同時に、世界特許というか、ハーモナイゼーションを目指すように日本が働きかけていくところまでできれば書いていただいた方がよい。「知」は共通の財産であるとか、非常にいいことだと思うので、ぜひもう一步踏み込んで、当面やることは特許協力条約の改善や審査結果の相互活用だが、さらに世界特許を目指して日本がリードしていくというようなことを追加していただけたらいいか。

それから9ページ、ちょっと細かい点。2つ目の「○」で、民法 90 条の規定と書いているが、注をつけるか、あるいは民法 90 条(公序良俗)とかちょっと入れていただかないとわかりにくいと思う。

それから 17 ページ、3の「専門家人材の育成」、これは非常に大事な点。1つ目の「○」は、専門職大学院も設置できるような柔軟な制度設計について検討を行う必要があるということだが、今現在、専門職大学院のいろんな検討が進められているので、総合科学技術会議としては、もう少しこういうことが大事だという趣旨で、専門職大学院も設置できるように柔軟に制度設計をする必要があると言っていた方がいいと思う。

それから 18 ページ、これは質問だが、一番上の1行目。「さらに、法科大学院を終了した弁護士等の中にも知的財産に強い弁護士等を組織的に育成することとする」というのがどういうことを意味しているのか、このままだとわかりにくいと思う。組織的に育成というのは何かそういう機関をつくるのか、コースをつくるのか、ちょっとこのままだとわかりにくい。

事務局

ここは文章上の訂正ミスだったと思う。「さらに」という言葉はむしろ前の文章というか、前でやるアクションを受けて、それによってという意味の言葉だった。前半では具体的なアクション、「さらに」という言葉は本来訂正すべきだが、そのことによって結果として戦略的というか、組織的に育成していくということ。

わかりました。

事務局

「よって」と書きかえた方がよかったかもしれない。

ちょっとこのままだともう一つ追加になりますね。

事務局

はい。

会長

今のところ、私もちょっと気になった。というのは、既に専門大学院というのは制度ができています。それを受けてMBAが2つ走っているし、公衆衛生大学院が2つできています。だから、今やろうと思ったらできる。今度法科大学院が問題になって、今までの専門大学院を法科大学院も含めて名前と規定を変えて専門職大学院ということでやろうということが今議論されていて、もう中間まとめが出る段階。だから制度設計はもうある。大いにやってくださいと言わないといけない。大学が手を挙げれば、専門大学院として可能。きょうも文部科学省の会議でヒアリングをしたが、やはりそういった専門大学院は圧倒的に社会人が多い。ストレートに来る学生は余り多くなくて、社会で活動している人が多い。例えば九州大学は、病院経営、医療管理、経営の大学院コースを持っていると、公認会計士の人が来る、京都大学では弁護士が社会健康大学院へ入ってくる、そういうふうに非常に今変わりつつある。だから、ここは積極的にそういった専門大学院をつくっていくべきだと言うべきで、もう制度はできている。

それから、非常に小さなことだが、そのちょっと上で「大学等の段階では、特に理工系」と書くと、理学、工学だけに限定されるかもしれない。薬も医も全部知的財産は非常に大事なもので、理系とするか、もしくは理・工・農・薬・医系とするか、どちらの方がいいのではないか。

事務局

わかりました。

今の 18 ページ、法科大学院関連のところだが、「さらに」を「それによって」と変えると。そうすると、法科大学院を終了したというところは削除した方がいいような気がするが。

事務局

はい。

12 ページの先端医療技術に関する問題だが、12 ページの一番最後の段落の「○」で、「遺伝子治療、細胞治療、再生医療などの先端医療分野における技術革新とともに」という文章の書き出しで始まって、次のページの「このような医療を取り巻く環境の変化の中で」とあって、最終的には、「上記のような生物由来製品の加工・処理・生産等に係る医療関連発明について特許化を図る」と。こういう結びになっているが、このことは、いわゆる治療行為に関する技術についてのうち、生物由来製品の加工・処理・生産等に係る医療関連発明についてのみ特許化を認めるという趣旨に理解できる。それ以外のものについては、特許化を認めないといっているのか、それについては認めるか認めないかは、この報告書では、いわばペンディングな状態にしておいて、今後、その辺の問題についての進展については、一切ここでは触れないという趣旨なのか、その点について考えを聞かせていただきたい。

会長

事務局からまた説明してもらおうが、別に生物由来製品だけではなくて、例えば、いろんな工業機器等も全部対象になる。問題は、医師自身が行う行為をどこまで特許の対象にするのか。例えば手術方法とか、そういうあたりはちょっと議論ができていない。

つまり、その点については、認めるとも、認めないとも言わないということか。

会長

事務局どうですか。

事務局

事務局の趣旨としては、ペンディング。多分、念頭に置いていらっしゃるのは、4月11日の判決ではないかと思う。例えば、目の手術の方法とか、盲腸の手術の方法等については、法律上どう扱うかという議論は今後あり得ると思うが、ここでは生物由来製品のように現在の特許法の解釈、あるいは特許法でどうなるかがやや曖昧なものであって、なおかつ法的保護のニーズが高いものについては、早急にその特許化を図ろうと。手術の方法、診断の方法、いわゆる伝統的というか、トラディショナルなものの扱いについてはペンディング、ここでは何も書いていない。逆に言うと、特許しないと書いてあるわけではないが、それを議論し始めると相当難しい問題もいろいろあるということと、それによって得られる緊急性というか、ベンチャーが求めているニーズとの折り合いではこの点かと。先ほど会長からお話があったが、もちろん生物由来製品だけではなくて、医療用の機器等についても、この分野では技術革新は高いが、医療用の機器については、大多数特許の保護の対象になっている。現在、特許保護の対象になっていないのは医療行為。医療行為は3つあって、手術の方法、診断の方法、治療の方法。中でも生物由来製品の場合、もともとの患者が持っている細胞から何かを取り出して、加工してもとに戻すというのは、現在の特許法の運用では治療行為に当たるものとして特許を受けることができないと読める可能性がある。これでは患者由来の材料を使って再生治療、例えば人工皮膚シートのようなものをつくるものが特許の対象になるかどうかがあいまいであるから、そこは早急に明確にしようということ。

趣旨は理解した。

会長代理

3ページの研究者の評価のところの特許出願だけが書いてあるが、意味したいところは、知的財産の取得、あるいは活用の活動だと思うが、評価したいのは特許だけではなくて、特に情報関係のソフトなどだと、コピーライト権とか、ほかのものもあるので、もうちょっと広くとらえられるようにした方がいいのではないか。

会長

確かにそれはそのとおり。

初めの立場の問題だが、書き方を全体として見ると、知的財産の確保と活用と書いてあるが、これがどういうものに役に立つのかということも含めてはどうか。それは、どこかのパラグラフになるのか。これは人類又は国民への還元ということである。これが産業界の要請だと、逆に言われたとき、産業界を刷新して何が悪いのか積極的に述べるのが1つ。同時に、それが国民のためになるだけでなくそれを超えて人類への還元になるという趣旨を明確にした方がいいのではないか。具体的なことでは、先ほども出てきたが、知的財産を確保し、活用して産業化すると、どんどん先端的なものの価格が高くなるのではないかと。高くなると何が悪いというと、使えない人たちが出てくるという問題が医薬品でおき

る。例えば、HIVの場合には先進国では使用可能だが、流行の中心地であるアフリカでは使えないというのは深刻な問題になってきている。しかし、知的財産権を確保して、産業界が活用することなしには先端的な製品はできない。まずいいものをつくるためにはこれが必要だということと、そのいいものがどういう価格設定、プライシングで、価値経済を産業界に還元するか。それがさらに国の富が蓄積し、それがいかに国民又は世界の人に還元されるか。その辺のところを、余り経済学的な考察は要らないが、こうした基本的なことも日本は考えているということがあるとわかりやすいのではないか。

会長

確かにアメリカより2周遅れて、こういう制度をやっているわけだから、少し先を見たところもないと具合が悪い。

4ページで、特許情報を検索できるシステムを整備してというのがある。これは非常に問題だと思う。今の特許はなるべく人にわからないような題にしている。例えば、有機化合物の合成法とかといって、ある特定の薬のことを書いてあったり、医薬品の製造法というような感じに、非常に大括りな題になっている。そういう意味合いでは検索のためを考えると、特許としての題のつけ方をもうちょっときちんと指導することが必要なのではないか。国として、特許庁として指導することが必要ではないか。そうでないと、検索しろと言ってもなかなか難しいのではないかという感じがする。その辺を一言入れておいたらいかがか。

会長

いかがですか、そのとおりですか。

そのとおりだと思うが、どうやって指導するかが非常に難しい。というのは、まさに今のお話のように、具体的には薬になるかもしれないけれども、ほかに使えるケースとかいろいろあるので、どうするかという問題があって、多分特許庁も指導しろと言われても、どういう指導をしたらいいか悩むのではないか。

それからもう一点、私は4ページの今御指摘の項目は非常に大事な点で、共通のデータベースをつくるというよりも、リンクすることによって、今あるものでいろいろ検索をお互いにし合える。こういうのはアメリカとかヨーロッパでは実用化しているということなので、ぜひ日本でも早くやっていただければいいと思うが、今のタイトルのほかにもう一つの問題点は、多分明細書の書き方で、もっとやさしい日本語で書きましようというか、今の明細書はあえてわかりにくく書く面が、明細書文学みたいなものがある。本当は、翻訳してもそのまま正確に訳せるようにしていった方が日本の科学技術の進歩のために、あるいは、さっきのお話の世界への貢献のためにも役に立つと思う。この点も、検索という観点からすると、今のタイトルと明細書文学を直すという2点があるが、果たしてどういう指導ができるか。今の御指摘の点は非常に大事だと思うけれど、指導しろと言われてきたときにどんな指導をするのかという問題。

事務局

直接のお答えにはなっていないかもしれないが、一般の方も特許文献にアクセスしやすいように、10年前から特許庁は全部の出願書類の内容を専門家が読んで、キーワードをつけていっている。これは特許庁が独自に開発した何十万項目に及ぶ分類記号だが、それをすべての文献に付与した上で蓄積をしているので、例えばユーザーが太陽電池を使った自動車を検索したいときには太陽電池、あるいは自動車に対応する分類記号を入れると、それを使っている文献が画面上に何百件と出てくる。これでは多いならば、新たにキーワードを入れていくことによってどんどん絞り込んでいくというシステムが既にでき上がっているのだから、必ずしもタイトルを発明の本質を踏まえて書き換えろと強制しなくても、検索の環境は相当整っているのではないか。

ちょっと一言。キーワードが出てくるようなものはいいが、それはほとんど問題ない。キーワードがつかないような時点、ごく最近出てきた特許が問題であって、その辺を考えると、もうちょっと具体的なものにしてほしい。あるいは特許自体にキーワードをつけるとか、その申請を出したときに出願人に指導するとか、そういうことが必要かもしれない。

事務局

実際には出願人に分類付与をあらかじめお願いしていて、大企業だと、90%以上が国際特許分類を書いていただいている。それでも、確かに中小的なものについては、出願人といえども分類が難しいという点はあるだろう。

私は大変よく全体はまとまっていると思うが、1点気になるところが、4ページの上の第2パラグラフ、特許出願を評価指標にするということ。特許自体が評価指標に加味されることは、私は個人的には賛成だし、アメリカでもNIHあたりでも、やはり有用な特許を社会に貢献する特許を生み出した人は評価しないわけにはいかないとなっている。一方で機関帰属と相まって考えると、出願件数が評価につながる先生方が考えられると、今実際に我々東京大学のTLOで活動を行っているが、先生方の開示が年間300件ぐらいいただいているが、お断りする方が多い。市場性等々を考えると、実際我々が引き受けているのが大体30%から40%ぐらい。評価になるから、何でもかんでも出願してほしいと言われると、恐らく私の予想では、東京大学だけでも年間5,000件ぐらい特許出願が出てくると思う。そうすると、1件に40万円の弁理士費用をかけたとして、国内出願だけでも年間20億円ぐらいの予算という、そこに危惧がある。特許の件数ではなくて、社会に還元される、社会に有用な特許の内容、質の部分で評価をされるというようなニュアンスを出していただかないと大変なパニックになるのではなからうかということと、それでもかなりの件数が増えると思うので、前回お話して盛り込んでいただいたが、例えば20億円の資産をTLOが買いなさいと言われると、一気に沈没してしまうので、それで信託という議論をさせていただいている。前回、余り軽々に議論するなというような話があったが、やはり知的財産は信託として考える時代ではないかと思っている。これは入れていただいているので、ぜひ特許の評価という部分についてももう少し注釈というか、説明いただければと思う。

会長

確かに論文が評価の対象になるが、そうすると数ばかり増やす人がある。論文も内容で評価する時代になっているから、特許もその内容とか、少し言葉を考えていただいて、数だけの勝負ではないということをお知らせする。

先ほどの特許情報検索のところに戻るが、今、技術がいろいろ発達してきて、特許の名称だけではなく、明細書やクレームの中からいろいろなキーワードで拾ってくるという検索がどんどんできるようになってきている。これよりさらに進んだ形で、連想から、いろいろな情報抽出ができると思うが、いかにせん、日本語のあいまいさという問題が大きい。「特許情報検索のためのシステムを整備する」となっているが、例えば、XML言語を使うなど、検索技術そのものの開発も、国としてきちんとやっていくべきかと思う。ぜひそれをつけ加えていただければと思う。

会長

これについては、現在、特許庁とJSTの話し合いはいろいろ始まっているのか。

事務局

私も詳しく承知していないが、確認します。いずれにしても、検索技術の開発は大事で、私の知って

いる限りで言えば、いわゆるフルテキストサーチを審査会やユーザーが使うためのシステム、あるいは、そのための辞書づくり、あるいは明細書の仕様の記述、いわゆるXMLの問題についても議論が進んでいると思う。そこは確認した上でこの中で適切に反映していきたい。

2点ある。先ほどの4ページの研究者評価の際の特許出願の件にかかわること。別途 15 ページで標準化活動への関与ということが、大学教官、あるいは国立研究機関の研究者等が産業界の方と協力して、特許権者は誰であるにしろ、日本初の標準化活動は、特に今後、大学の関与は必要性が高いと思うが、これは御本人が特許出願している結果として、もちろん回避できない場合があるけれども、もう少し一般的に専門家として関与することが重要と思う。こういった活動も広く見れば、いわば権利の普及とか、あるいは標準化というような活動で、ここの文言が特許出願にかなり限定されているが、もう少し幅広い表現をとれないものかと思う。それが1点。

それから、16 ページの(4)だが、「システムLSIの知的財産の保護」のところで、書かれていることはこのとおりだが、実は「○」の2、下側の題2パラグラフの方だが、半導体IPの、要するに法的保護はもちろん重要だが、もう一つは円滑な流通ということにかかわってビジネスルールを整備するという表現になっているが、これももちろんそうだが、実は今IPが流通する障害になっている事柄の中に、ユーザーが獲得したIPの中に、実は提供したIP保持者が権利を持たないようなIPがインプリメントされていて、後でわかって訴えられる。そのことがある意味で、IPの活用をシュリンクさせる要因になっている。これはユーザーが知らないことが明白であるということを証明ないしは説明できる必要はあるが、こういう問題について、何らかの法的な救済措置を用意しておかないと、ビジネスのルールだけでは済まない部分になるかと思う。この辺の阻害要因をどういうふうクリアしていくかが、円滑な流通の非常に重要なポイントではないかと思う。表現の工夫が何か必要かと思っている。

会長

なかなか表現の仕方が難しい。ちょっと検討させていただきたい。

提案はさせていただく。

事務局

その点について若小事務局でコメントをすると、まず1点目、4ページの評価のところ、ちょっと文章が短かったために、大分誤解というか、御意見を招いているので、ここは見直すが、いずれにしても、これは国の研究開発、評価に関する大綱的指針が既に国としてまとめた文章があるので、そちらの方をなるべく引っ張ってきて、出願だけではなくて、その活用状況もとか、いろいろ入っているようなので、包括的に取り上げようと思っている。ただ標準となると、実は全体の文脈から少し外れてきて、ここでは知的財産情報を現場の人に活用してもらおう、そのためには検索システムを提供しよう、それから、先生方の評価にも特許を一つの評価指標として見てみよう。こういう文脈で、このパラグラフが出てきているので、ここで標準におけるコントリビューションを持つてくると、やや全体の流れがどうなるかという不安がある。ちょっとそこは検討させてほしい。

それから2点目は、非常に大事な立法論にかかわる問題だが、特許も含めて、あらゆる知的財産は知っていようと知っていまいと、侵害したら損害賠償の責任を負う。「私は知りませんでした」ということで免責されるためには、かなり特許法の、あるいは知的財産法の根本から変えないといけないという難しさがある。もちろん、それを承知の上で法律を変えろというのはあり得ると思うが、単にビジネスルール上で、特にシステムLSIを使うビジネスルールに当たって、知らないで使った方がかわいそうだからというだけでは、ここの問題はなかなか簡単にいじれない難しさがあるので、場合によっては文言だけの修文では終わらない、かなり本格的な議論を招く点のような気はする。

今に関連して。私はIP関係の知的財産について少し議論したことがあるが、よくその中で話が出るのが、いわゆる保険制度のようなもの。特許保険とでも言いましょうか。確かに、特許権と保険制度はなじみがあるのかなという感じはするが・・・巨大なシステムLSIになってくると、あらゆるIPが入り込んでくる可能性がある。例えば画像処理の機能の中に、知的財産が全くわからない形で組み込まれている場合がある。そういう場合にどう取り扱っていくかは、これから非常に大きな問題になる。特にみんなで創造したIP関係をみんなで活用していく、これが効率よく開発を進める非常に大きなポイントになると思うが、そういった知的財産問題で、活用することに二の足を踏む、ということが現実になっている。保険制度は一例であるが、何らかのそういう仕組みを考えていくべきかなとは思っている。

先ほど事務局からの説明の中で、知的財産はすべて知っていようがいがという説明があったが、著作権についてはちょっと違う。先行著作物を知らないで善意で作成した場合には、権利の侵害にならない。

6ページの成果の手続のところ、論文と特許出願との関係だが、いろいろ仮出願制度が、アメリカ等は便利だが、これは先発明主義ということ。一方、グレースピリオドという観点からなされているが、論文の内容と特許手続の具体的な明細書図面は意外と共通点が多いということで、論文の中にも従来の研究内容とか、研究の目的とか、内容図面などがかなり出ている。そういうところで、論文には、ただし見方が違うので、特許出願のような請求の範囲はないわけで、そのくらいが大きな違いで、かなり共通点が多い。意外と、これが研究者から見ると特許明細書はわかりにくいところ。ところが、特許の立場から見ると、意外とその論文もわかりにくい。共通点が多いわりにはわかりにくい。これはどちらかがいいとか悪いとかという問題ではなくて、両方をうまくコーディネートするためには、全く別のものということではなくて、さらに接点を求めて、ちょっと論文の内容の表現を変えれば、特許出願の内容にも利用し得る部分があるということで、その辺をちょっと考え方を改めて研究者の方にわかっていただくのが、一々そういうことをマン・ツー・マンで説明するとわかってもらえるが、全体的にわかってもらえない。この辺に何か計画的な、指導という問題かもしれないが、そういった理解を深めるための何らかの接点を模索する手法というものをやるべきではないかということ、6ページ、7ページの初めあたりに入れていただくと非常にやりやすいのではないかと。

会長

ありがとうございました。何か事務局からあれば。

事務局

趣旨はよくわかった。大学の研究者に対するセミナーなどで論文をうまく使った明細書の書き方のトレーニングというか、セミナーというか、そういったものを充実するというようなことは既にやっているの、その辺を引っ張る中で、今の御指摘を入れてみたい。

会長

論文の方は一定の形式があって、それを踏襲していないと雑誌が受け付けてくれないというところがあり、余り変えられない。今おっしゃった趣旨はできるだけ、大学の研究者に指導していただいて、こういうところが大事だということを理解してもらわないといけないだろう。今までそういう視点は、大学の研究者には全くなかったから、これからそういう指導が必要になってくると思う。

それによって全くゼロから特許出願の書類をつくるよりも、かなり早くできる。その辺によって先願主義との兼ね合いをうまくとることがかなり効率よくできるのではないかなという趣旨。

会長

人材で特に大学院の問題がさっきから出てきたが、弁理士も数は現在かなり足りないのか。

いろいろ指摘もされているし、今まで数年かかって弁理士法の改正もあったし、その辺は計画的に最近合格者も増やしていただいている。今後、専門職大学院で、計画的に一貫した教育をして、単に人材を増やすという面だけではなくて、きちんと使える人材というか、そういうところを拡充するという線で進んでいただければと思っている。

活用に当たっては弁理士の果たすべき重要な役割ということを考えると、数が足りないということから、数を十分に増やすということが前回の草案には入っていなかったと思う。その点への言及がひとつ必要ではないか。中島委員が御指摘のように少しずつ増えていっているが、そこははっきり出してもらった方がいいのではないかと思う。

それから、専門職大学院の話が御議論になったということだが、どういう大学院なのか、つまり高等教育を充実するという表現ならいいが、特定のスタイルのものを書くと、ある程度はっきりと姿がないと、何を言っているのかよくわからない。例えば資格を与えるのか、どういう資格を与えるのか、あるいは、そういうのはどういうカリキュラムでやるのか。例えば、法科大学院の中で知的財産に強いものが出てくるというのとは違うと思う。スキームがないと、一体どういう教育をしようとしているのかがわかりにくいのではないだろうかという点がある。高等教育の充実を図るべきであるということであれば異論はないが、特定のタイプの大学院を想定するならば、どういうものを考えているのかがないとまずいのではないかと思う。

会長

これは何ページだったか。

事務局

17 ページです。

会長

先ほど少し議論が出た。議論が出た点については、専門職大学院が設置できるような柔軟な制度設計について検討を行う必要があるということが 17 ページの下の方に書いてあるが、これについては、制度設計は実はある程度できていて、既にMBA等が始まっている。したがって、専門職大学院を今後設置していくことが必要だろうと書くだけでいいのではないだろうかとさっき議論をした。問題は、ここで内容まで規定しても、現時点では設置審議会があって、そちらが設置の可否を決めるわけだから、細かいところまでなかなか書き込めない。何か御意見があれば、伺いたい。

具体的な設置基準の話をしているのではなくて、何を目的にするのか。つまり、単なる教育なのか、それとも資格を付与するのか。資格がつくとつかないとは大学院のあり方は違ってくる。つまり、この大学院を出たらば、例えば弁理士の試験を免除するとか、あるいは弁理士についての現在始まっている訴訟代理に関する研修を免除するとか、何を目的にしているのかという姿が必要である。高度職業専門人を組織的に養成するという専門大学院ということで、例えば、MOTというようなものは知的財産戦略会議の方に出ている。そういうものを想定しているのであれば、これは現にそろそろ動き始めている。そういうものなのか、それとも当初あったような知的財産に関する専門職大学院みたいなものを想定しているのかがちょっと見えない。

会長

そこについては、事務局から。

事務局

事務局が今の委員の発言を理解しているところではこの文章に尽きるが、確かに資格試験とのリンクあるなしによって、相当カリキュラムとか、内容とか位置づけも変わってくるだろうが、この文章を用意した事務局としては、その点についてはオープンである。むしろMOTのような高度の職業専門人を養成するために、通常の大学院とは別に、知的財産に特化した専門職大学院があれば、様々なニーズに応じた人材が供給できるのではないだろうか。それは科学技術の成果の知的財産化にも資するので、この調査会で提言をするのは非常に内容的にもフィットしているのではないだろうかと思っている。もし委員の方から追加のコメントがあれば、またそれをベースに議論していただければいいと思うが、事務局としては、いずれにしても、資格問題についてはここでは触れていない。

会長

何か。

事務局の話のとおり。ここでは、法律技術等全般にわたるといことと、知的創造サイクルに一貫して対応できるということ。それから、4月18日に文科省で中間報告書で出された、プロセス型の、従来の選抜型ではない、しかも研究ではなくて、高度専門というところから、余り弁理士、弁理士ということではなくて、こういう専門的な人材を、実務家を一貫して育てるところで、これについてはもっと正確に言えば、法科大学院も専門職大学院の1種類であるという定義がなされたわけだが、そういう意味からは、かなり柔軟な今後のシステム構成ができるのではないかと信じている。

会長

資格の問題まで入ると、ここの会議の枠を越えてしまうところもあるから、比較的漠然としたものであって、これを受けて今後いろいろ考えていただくのがいいのではないかと我々は思っている。何か御意見があれば、もうちょっと議論をさせていただいて。

固執するつもりはないが、従来言われている知的財産に関する専門職大学院なるものがどういうものを想定しているのか、今までの話ではよくわからない。MOTというのは、知的財産というよりは、むしろマネジメントとエンジニアリング、そういう流れがあったのである程度理解できる。MOTの議論はしばらく前からあった。突然出てきて、一体どういうものなのかわからないものがここに挙がっているというのがいかなものか。例えば、こういうものを見た人から、一体ここでいう専門職大学院というのはどういうものを想定しているのかと言われるときに、説明が漠然たる専門的などいうのでは、いささか内容が希薄過ぎるのではないかと思っただけで、別に固執するつもりはない。

専門職大学院も4月18日に初めて出てきたアイデアだし、これからかなり柔軟な枠組みで進むのではないかと思っているし、資格試験ということも、個人的にはぜひともリンクさせていただきたいと思っているが、会長の言われるように、ここの場としてはちょっとそこまでは難しいところが出てくるのかなと思っている。

会長

いわゆる専門職大学院というのは今初めて出てきたが、専門大学院というのがあって、2年ほど前から始まって、現時点では、これは資格と無関係。恐らく、すべての専門職大学院が資格と結びついたものにはならないであろうと思うが、こういうものはおっしゃるように資格に結びついた方が、その目的がより明瞭にはなる。その辺書き方を工夫するが、これからの検討課題ではないか。どこかの大学

が手を挙げていただかないといくら書いてもあまり意味がないし、実際問題として資格試験との関係をどうするのかはいろいろ難しい問題があるから、法科大学院も随分長い時間かかっているが、その辺これからの課題だろうという気がする。書き方は少し工夫をしたい。

ぜひそうしていただきたいし、また知的財産戦略会議でも、こういう考え方が出てくると思うし、さらに、我々知財から見て、専門職大学院がどうあるべきかということの研究しているので、そういう意味からも新しくどんどん出てきたアイデアについては、今後もさらに提出させていただきたいと思っている。

固執しないが、知的財産戦略会議では、そういう形の言及はされていないのではないかと。これは単に事実の確認だが、専門職大学院というような形で知的財産の専門職大学院という形では言及されていないのではないかと理解している。

私の聞いているところでは、今回の会議からさらに知的財産戦略会議にどんどん提案をしていくシステムになっていると聞いているので、ここの場でこういう議論が出ているものをどんどん知的財産戦略会議に出していただきたいという趣旨。

会長

これはそういうことでいいですね。

事務局

はい、そうです。

ちょっと違った角度だが、知的財産は、国際共通語で極めて速やかに共通のツールとならなければいけない。これを専門的に書くのは日本語。それだけでやるのでは通用しないのではないかと考えている。国際語として、こういうものは社会でどのように共有されるのかについて、ITのほかにETを使った方がいいのではないかと、イングリッシュアズツールというETを入れてほしいと考える。国際的にはいかがか。私の感触では中国及びアジアの国々も基本的には英語でこういうものは書いていく。これは概念も用語も共有するというのが基本だと思うが、日本のものは、すべて立派なことが書いてあるが、英語ではなくて全部日本語。これを英語に翻訳するとえらい時間がかかる。この辺の方針は何かあったか、またはそこは避けたのかというのが質問。専門家人材も日本型のものをすると、結局受験の対象になって、また新しい受験システムに組み込まれる。東大か京都大学に設置すれば、またコンペティションが日本の新しい受験コースとして起こってくる。そういう宿命があると思う。この辺の枠組みをせめて知的財産の分野では変えてはどうか。何かの表現を加えていただけるとよいと思う。

事務局

1点目だが、事務局としてというより、特許庁の御紹介。英語による出願は、日米あるいは日欧で2国間で締結を結んでいる場合もあれば、日本のように初めからどの国からも英語出願は受け付ける。ただし、出願を受け付けて、たしか私の記憶では2月以内に翻訳を提出しなければならない。ただし、英語に基づいて翻訳の訂正を一定期間内であれば、いつでもできるということで出願人の便宜には供したい。しかし、権利行使となると、その国の国民を縛るわけだから、当然、日本語に翻訳をして、日本語に基づいて権利行使をしなければいけない。それは恐らく各国も共通で、あの統合が進む欧州でさえ、最大のネックは法律の問題と同時に、言語の問題というくらいなので、なかなか難しいと思う。

2点目の点については、もう少し事務局の中でも専門家人材の育成のところについてどのような修

文ができるか考えさせていただきたい。

御指摘の点はそういうところがあるが、法律制度は世の中が国際化しても未だに各国別である。手続言語について、司法手続の言語に外国語を用いるということは多分不可能である。例えば、英語ができる方が手続上優位に立ってしまうとか、そういういろいろな問題があるので、特許についても、権利行使の段階も英語でやるということになれば、司法手続の英語化の問題が起きてくるので、これは不可能で、せいぜい特許の出願を英語で行うことにとどまる。現状では、それ以上英語化することは難しいと思う。

会長

これは教育全体の大問題で、いかに日本人が英語に流暢になれるかということ。非常に大きな問題だが、知的財産はその最先端であるとおっしゃった。確かにそのとおりかもしれないが、全体の問題として、これからも考えないといけないものであろうと思う。ほかに何か御注意いただく点は。

会長代理

4ページから5ページにかけて、費用のことが書いてあるが、確認も含めて申し上げたい。4ページの下からスタートして、5ページに国の関連、必要十分な予算を確保すると書かれて、私は満足だが、一部財務省から異論も出ている雰囲気がある。しかし、これはぜひ書いていただきたい。その下の「○」の3つ目の私立大学、ここで可能な限り、予算的処置を講ずるというのは、この意味は国が講ずるという意味なのか。その確認と、国が講ずることになると、私学が自分でやるものも多分許すんだろう。だから、国の資金に基づいて行われた研究開発の成果を特許化するとき、私学が自分でお金を出して特許化するものと、国のお金を使ってやるものが混ざることがあるということを前提にしているのか。

事務局

実はそこまでまだ厳密に詰めていない部分もあるが、ここで言わんとするのは、この文書の問いなんですが、国の資金に基づく研究開発の成果の特許化にまず限って、これについては、可能な限り政府が予算的措置を講ずる方向でやろうと。もちろん、政府のお金を使わずに大学が自らのお金を特許化することは確かに御指摘のとおりあり得ると思う。2つが混在することはあり得るだろうが、ここで書いたのは、私立大学といえども、国の資金に基づく研究の成果物については、例えばそのうちの0.5%は特許取得に充てていいというような予算措置を講じておけば、私立大学からも特許取得が進み、流通が進むのではなかろうかという判断でここは書いた。委員から御発言があった部分だったと思う。

会長

この問題も非常に重要な問題だと思う。先ほど東大だけでも年間 20 億が要るとおっしゃる。たしか私が聞いたところでは、文部科学省の特許のための予算は年間3億と言うことだ。これがどこまで増やすことができるのか非常に難しい。必要十分と書いておいても非常に難しい問題があると思う。しかし、増やしていくことは非常に重要であって、そうでないと大学からの特許がなかなか維持できなくなってしまうりする。

20 ページのノウハウ等の保護に関して。企業においては、あらゆるものを特許出願すると、当然のことながら技術の公開になるので、あるものは特許として自分の権利にし、あるものはノウハウとしてキープしていく、そういうことが行われる。これもアジア地域にどんどん生産基地が移転していくわけだが、特に中国等の場合には、特許あるいは実用新案について国内公知という制度があって、現地で実際にやっていることの証明がなければ、当然のことながら、現地でどんどん出願されて権利化さ

れてしまうというリスクが存在する。ノウハウ等の保護について(専門でないのでわからないが)、例えば日本の公証人制度が中国にも存在するのか? 存在すれば、その中国の公証人制度で、これはいついつ実施していたという証明がきちんととれるのか? それから日本の公証人制度が中国で有効に機能するのか? そういった制度があれば、ノウハウの管理も比較的容易にできるかなと思っている。

中国との関係は知らないのですがちょっとお答えできないが、現在の公証制度で先使用の立証のために公証人に手続をしてもらって、事実証明的な公正証書をつくることは、実務的にも行われている。だから、それはできることだと思う。

日本で行われたものが中国で証拠として取り上げられる可能性があるとか、それが共通に、例えば使われるとか、多分だめかもしれないが……。

事務局

少なくとも中国は公知公用については国内に限っているから、日本で既に密かに使われていたという事実があっても、中国における特許出願を拒絶する理由にはなり得ないのではないかと。

基本的にはそうだと思う。ただ日本の企業が中国に生産基地を求めてどんどん進出する。中国の中で一応ノウハウの管理をしながら生産行為を行う。向こうで何らかの形で例えば盗まれる。実用新案なり特許なりで出願され権利化されてしまう。「それは先実施をしていた」ということがどういう形でやっておけば、証明されるのかという制度。そういう制度がきちんとできていれば、我々も特許権、それからノウハウの管理が明確にできるかなと、そういう問題。

今おっしゃったことの中で、日本では認められない発明者でない人の出願というのは誰をさすのですか。中国の制度を知らないが、中国は出願者主義ですか、発明者主義ですか。

事務局

わからない。

もし出願者主義だとすると、外国産業を保護するために出願者主義をとることに對して是正を求める。もし発明者主義であれば、発明者以外のものに権利を与えるということに對して、その是正を求めるということになる。今のお話を伺う限り、同時並行的に開発した第三者に権利がいくわけではなくて、自分が持っていた技術が流失して、それが第三者によって権利されることが困ると私は理解したので、この会議が適切なフォーラムであるかどうかは別として、そういうところが1つある。

それからもう一つは、今言ったように、公知公用については、国内主義でいいのかどうか。現状では世界公知、世界公用をとるべきではないのか。それが国際的なハーモナイゼーションではないかというのが今のことに対する一つの議論と思う。

会長

このノウハウの書き方はこれでいいとお考えか。20 ページの一番上のところ。

今のようなお話があるとすれば、特に第三者による権利取得に對して、それをされないようにという

記述は、世界公知公用までは言わないにしても、第三者によって日本の技術が取得されるのは非常に由々しき事態なので、これは中国の制度を調べていただいて、もし出願者主義をとっているのであれば、その是正を求める。発明者主義をとっているのであれば、発明者主義についてきちんとそれをやってもらうという願いをするというのが、常識的な今の御議論に対する結論ではないかと思う。

基本的には中国とのバランス、ハーモナイゼーションの話に関連してくると思う。それから企業としては、①ノウハウとして機密にしておく場合。②既に自分たちで先実施していたのにもかかわらず、例えば、それが流出する、あるいは社員が独立して、ノウハウが権利化された場合。③権利化は、必要ないが先実施によって自分自身を守る場合。等の場合があるので、ノウハウの取り扱いというのはこれから非常に微妙に問題がたくさん出てくると思う。中国を例にとっているが、中国だけではなくて、各国間でいわゆる先実施の証拠、がどういうふうに取り扱われていくかというのをきちんと研究して、制度として確立していく必要がある。

ノウハウの保護に関する問題。ノウハウの保護に関しては今年の産構審の不正競争防止法の改正問題でもあるし、これから具体的に議論されるところだろうと思うが、20 ページの一番頭書いてある「企業においてノウハウ等の流失防止のための管理体制・内部規定等を整備・適正化する必要がある」というのはそのとおりだが、ここに書くというのはどういう意味があるのかと思う。企業がこれをしっかりやってくださいという意味でこれを書いているのか、国の施策として関連のあることをするという事なのか、そこのところの趣旨がちょっとよくわからない。

事務局

これはヒアリングで聞いた意見というか、この専門調査会でも意見があったと思うが、日本の企業、特に中国へのノウハウ流失についての管理が甘い。もう少し国益、あるいは長期的な我が国産業の利益の保全というものを考えて、各企業はノウハウの管理にしっかり努めるべきであるという意見がたくさんあったので、ここは企業に対するメッセージというつもりで書いている。ただ、それだけではだめで、法律面も強化しましょうというのが併せて、これは政府自身の今後の努力義務に使いわけている。いずれにしても、前者は企業の皆さん、従来以上にしっかり頑張ってガードを固くしましょうという皆さん方の意見を反映した文章。

今の関連で 20 ページの3のノウハウの2つ目の「○」の誤解を避けるための修文の提案だが、「また企業は製造部門の現地化にともなうノウハウ等の営業秘密の流出に特に注意する必要がある。同時に、途上国におけるノウハウ等の営業秘密の保護強化に向けた相手政府の取組の強化を求める必要がある。」ちょっと説明すると、ブーメラン現象というのは、逆輸入のことを広く言うときもあるし、多分ここでは違法なノウハウ取得に基づくものに限定して書いておられるのではないかと思うが、普通の人は、ブーメランというのは投資をして、逆にその会社が輸入するものもブーメラン現象というときがある。今、カラーテレビは 96%ぐらい輸入していると聞いているが、そういうのは広い意味で言えばブーメラン現象になって、そういうことをやめるというのも果たしていいのかどうかちょっとわからないので、ノウハウの営業秘密が第三国に不用意に出ないようにしてくださいということではないかと思う。後半部分は、日本政府なのか、相手政府の取組みなのかちょっとはっきりしないので、今は例としては相手政府の取組みの強化を求める必要があると書いたが、日本政府が何かやるならば、ちょっと相手の国の保護強化に向けてやるのは、多分研修だとか、指導という意味ではないかと思うが、そういうことよりも、きちんと相手政府も守ってくださいねということを使うのかなと思って、ちょっと今の提案だが。

事務局

第2パラグラフの「同時に」の以降は、日本政府自身もはっきり中国に物申して、二国間の交渉、あるいは他国間の交渉で国内法整備について、言うべきことは言いましょうということ。

だとすると、「相手政府の取り組みの強化を求める必要がある」でいいですね。

事務局

そうです。

会長

その方がはっきりする。

今のところの関連だが、ノウハウの営業秘密の流出というのが不正流失ではなくて、積極的にノウハウを出してしまっている場合があって、それが同じようなブーメラン現象で返ってくる。例えば成形金型のノウハウが今中国にどんどん出ていってしまって、日本の金型産業というのは壊滅状態で、これからの日本の製造業の基幹である金型が大問題になっている。その大部分は積極的にノウハウを中国等の外部に出している。その後は日本の産業として育ったかというところがあって、日本の産業は、海外へ本当に出してはいけないノウハウの保護は、自主的に自分のところを出していいものと、出していけないものの選別というのがまだなれていないというところがあるので、ただ不正ということではなくて、その辺も含めた解釈を私はしているので、できれば、そこら辺が明確に、両方とも入るといいと思った。

18 ページの上から2つ目のパラグラフで、内容には異論はないが、「知的財産学」というのはいかがでしょうか。やたらに「学」とつけるのは学者としてはいささか表現としてはいかがかなと思う。

会長

「学」にはなりませんか。

これはかぎ括弧がついているし、きょうもいろいろ生命倫理の関係、あるいはITの関係とかシステムLSIとかいろんな話が出てきて、技術系というか、理系というか、そういうのと法律論、それからさっきも話があったが、日本だけじゃなくて、世界への貢献だとか非常に幅広いので、ぜひ学問のレベルまで上げていただく気持ちでやっていただきたい、照れずに頑張っていたいただきたいというのが普通みんなの希望だと思うので、ぜひお願いしたい。強い希望。

内容的に総合的な研究が必要であるということには全く異論はないが、どうも「学」という言葉を簡単に使われるということに対しては、私個人はかなり抵抗感がある。「学」という言葉について、一体何年経ったら学問になるのかというのは、学者の間で、若いころ議論をしたことがあって、1世紀なのか、2世紀なのか、という話題になった。法学はローマ以来あるから一応学問であろう、経済学はどうかとかという議論があった。軽々に使われることに対しては、反対したい。例えば、これを見た方について、軽々しく使っているなという印象を持たれることがいかがかなと思う。総合的な研究が必要であるということについては反対はないが、そういう印象。

なかなか興味ある議論。今のところだが、この「法学の一分野としての知的財産法から」というところ

が重要で、法学だけでこれは扱うテーマではなくなってきたことは確か。少なくとも経営学とか、自然科学の領域、医学、こういうところをミックスした領域で、理念としての「学」と私も理解して、特に反対する気持ちはない。

もう一点だが、20 ページ、先ほど御意見があった営業秘密の流出。これは能動的に、流出とは言わなくても、技術者を派遣して能動的に流失している場合がある。それについて、さっき企業サイドで未だなれていないという御指摘があったが、もしそういうことならば、その辺の注意を促す意味でも、もう少しワーディングを深めた方がよろしいのではないか。

会長

「学」という言葉を使うか使わないかは考えさせていただきたい。これは文部省の大学設置審議会ではいつも問題になる。いっぱい新しい「学」が登場してくる。何をもち「学」というのか、どこまで体系化ができたなら「学」なのか非常に難しいとは思いますが、検討させていただきたい。

「学」とかそういうような高尚な話ではなくて、細かい話。全部きっちり読んでいないのでわからないが、例えば6ページ、7ページのところだが、これは大学公的研究機関の研究者の出願について書いてある。企業では当たり前だが、日ごろから実験ノート等を的確にとるだけではだめ。きちっと第三者のサインとかそういうものが必要。それをこういう書き方で大学の方々が読んだら、ノートさえとっていいののかという感じを受けるのではないか。多分そういうところがほかにもかなりあるのではないかと思うので、その辺の注意されたいのではないかと思う。

会長

ほかにもお気づきがありましたらどうぞ。まだ訂正できるので。おっしゃるとおり、アメリカではサインを求めている。

会長代理

先ほど「相手政府」と書こうということにした。それで、もともと事務局は日本政府を思っていたので、せっかく外務省が一生懸命やってくれるという機運にもなっているので、両方書いた方がいいのではないかと思う。ぜひそうお願いしたい。

異存ない。

会長

書き方をちょっと工夫する。

それでは、大変いろいろな御注意、御意見をいただき、ありがとうございました。全部を取り込むことはできないかもしれないが、できるだけ御発言の趣旨を生かしてまとめ上げたいと思っている。修正して、これは明日の本会議に一応ごく簡単に報告をして。

事務局

資料2に基づいて。

会長

資料2に基づいて報告をして、議員の方々の御意見を求めることになっている。それから、各省にもこれを提示して、さらにいろんな意見が出てくだろうと考えている。それを受けて、もう一度御議論をいただくことにさせていただきたい。

(第4回の議事録について確認)

(本日の会議資料について、資料2、資料3は公開の確認。資料1は非公開の確認)

(次回日程等について確認。)